

果樹共済の共済掛金標準率の算定方式について

令和 6 年 1 2 月
農 林 水 産 省

果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方

令和7年2月1日以後に共済責任期間が開始する果樹共済の共済関係（うめを共済目的とする収穫共済の共済関係のうち共済責任期間の短縮がなされるもの）にあつては、令和8年産のものに係る共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

- 共済掛金標準率は、過去一定年間の被害率を基礎として、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って算定する。
- 今回の改定料率は、令和7年2月1日以後に共済責任期間が開始する共済関係を対象とする（うめを共済目的とする収穫共済の共済関係のうち共済責任期間の短縮がなされるもの（開花期が令和7年1月頃）にあつては、令和8年産のものに係る共済関係から対象とする。）。

※ 樹体共済は、共済目的ごとに組合等が定める日から1年間

I - 1 - (1) 基礎被害率①

I 収穫共済

1 地域インデックス方式以外の引受方式

(1) 基礎被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域(全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域)ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

○ 収穫共済の共済掛金標準率は、共済目的の種類(さらにこれを細分化した類区分)※ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

共済目的の種類	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
引受方式	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、災害収入共済方式
補償割合	80%、70%、60%、50%
共済責任期間の短縮の有無	短縮あり、短縮なし

※ 基礎被害率を算定する段階では、一定のまとまりのある「共済目的の種類」ごとに整理し、共済掛金標準率を算定する段階で「類区分」ごとに按分する。

I－1－(1) 基礎被害率②

- 直近20年間として平成16～令和5年産のデータを用いて、各年の実績金額被害率を次のとおり算定する。

$$\text{実績金額被害率(\%)} = \text{支払われた共済金} \div \text{共済金額}$$

- 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない引受方式についても、引受実績のある引受方式の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

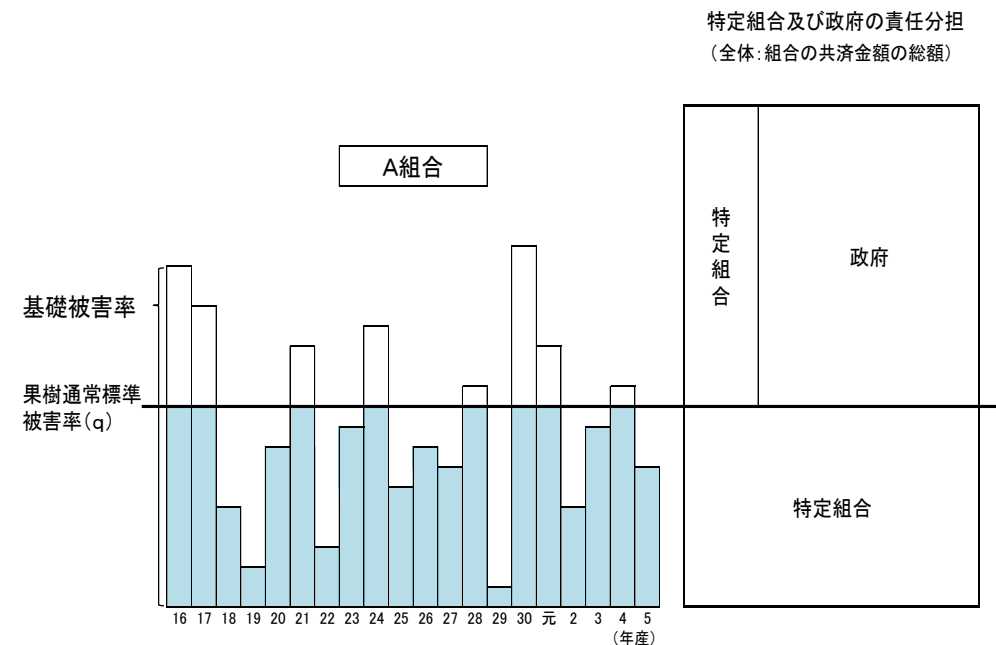
I－1－(2) 果樹通常標準被害率

(2) 果樹通常標準被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち果樹通常標準被害率(q)以下の部分の平均値を p_1 とすると、次式を満たすように果樹通常標準被害率を定める。

$$p_1 = 0.9q - 0.5$$

- 「果樹通常標準被害率」とは、共済金額のうち比較的軽微な被害に対応する部分として、共済団体が支払責任を負う共済金の上限に対応する。
- 組合の事業運営の安定を確保する観点から、組合が一定の責任を有しつつも、組合の支払責任額のうち掛金収入で賄えない部分(いわゆる不足率)が過度にならないよう、所定の算定式により、果樹通常標準被害率(q)を定める。

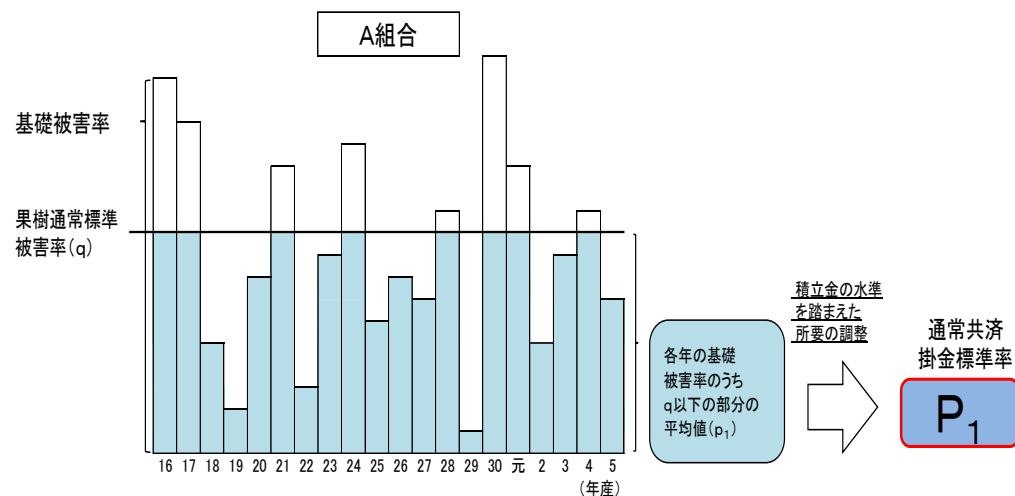


I - 1 - (3) 共済掛金標準率①

(3) 共済掛金標準率

ア 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の果樹共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを通常共済掛金標準率とする。

○ 各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率(q)以下の部分を基礎として、「通常共済掛金標準率(P_1)」を定める。



<組合等の積立金の水準を踏まえた所要の調整について>

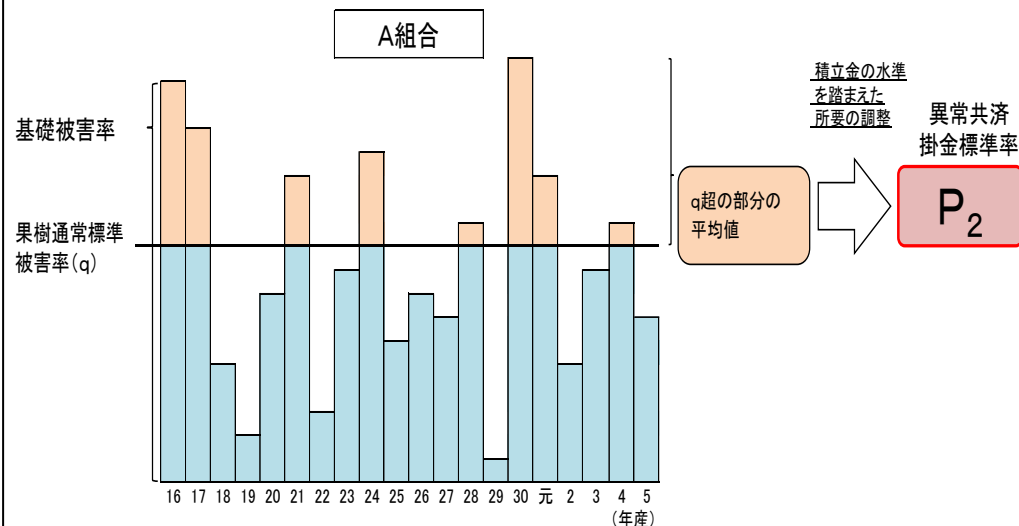
○ 共済団体に積立金が多く蓄積されている場合は、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、共済団体の積立金の水準に応じて、通常共済掛金標準率の引下げを行う。

○ 共済団体に積立金が十分でない場合は、共済団体の支払い不能を防ぐため、通常共済掛金標準率に安全率を付加する。

I - 1 - (3) 共済掛金標準率②

イ 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び共済責任期間の短縮の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率を超えるもののその超える部分の平均値を算定し、その平均値に対し、国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを異常共済掛金標準率とする。

○ 各年の基礎被害率のうち、果樹通常標準被害率(q)を超える部分を基礎として、「異常共済掛金標準率(P_2)」を定める。



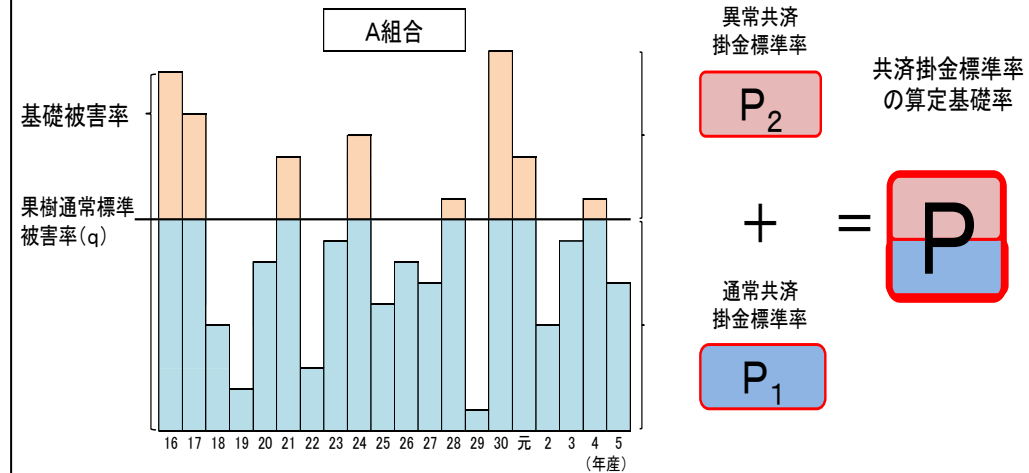
＜国の積立金の状況を踏まえた所要の調整について＞

○ 国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定の積立金の状況を踏まえ、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、今回の改定においては、異常共済掛金標準率の引下げ(1/4カット)を行う。

I - 1 - (3) 共済掛金標準率③

ウ 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率の算定基礎率とする。

○ 「通常共済掛金標準率(P_1)」と「異常共済掛金標準率(P_2)」を合計して、「共済掛金標準率の算定基礎率(P)」とする。



I - 1 - (3) 共済掛金標準率④

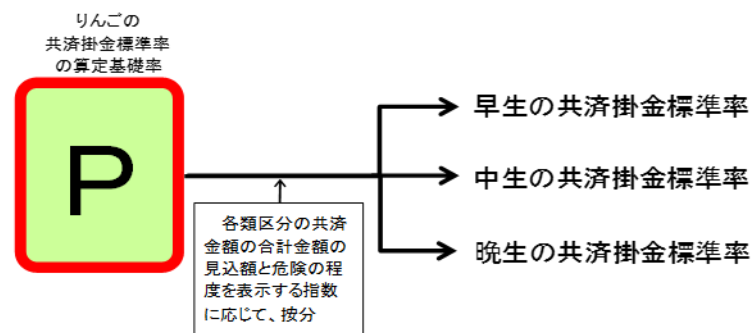
エ 類区分が定められている共済目的の種類については、類区分ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率の算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各類区分の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率とする。

類区分が定められていない共済目的の種類については、共済掛金標準率の算定基礎率を共済掛金標準率とする。

○ 品種、栽培方法等に応じて、「類区分」が定められている共済目的の種類については、類区分ごとに按分したものが「共済掛金標準率」となる。

類 区 分	うんしゅうみかん	・早生 ・普通 ・プラスチックハウス栽培
	指定かんきつ	・はっさく、ぼんかん、ぶんたん、 ネーブルオレンジ、ゆず、愛媛果試第28号 ・さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、 セミノール、不知火、河内晩柑、はるみ、 レモン、せとか、甘平
	りんご	・早生 ・中生 ・晩生
	ぶどう	・早生 ・中生 ・晩生 ・プラスチックハウス栽培
	なし	・早生 ・中生 ・晩生
	もも	・生食用早生 ・生食用中生及び晩生 ・加工用
	かき	・甘がき ・渋がき
	うめ	・小うめ ・小うめ以外

〈類区分がある場合の例〉



I - 1 - (3) 共済掛金標準率⑤

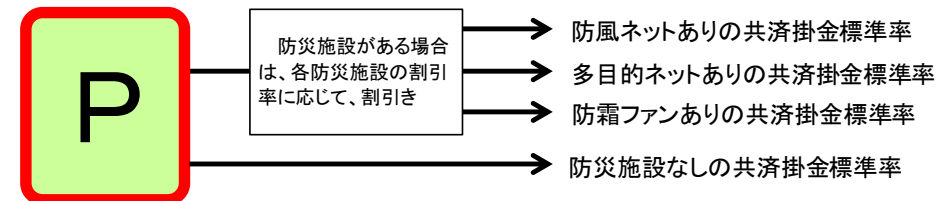
なお、防災施設が定められている共済目的の種類については、防災施設による割引を行った率を共済掛金標準率とする。

○「防災施設」が定められている共済目的の種類については、防災施設の種類ごとの割引率に応じて、共済掛金標準率から割り引いたものが「共済掛金標準率」となる。

防災施設	りんご	防風ネット、多目的ネット、防霜ファン
	ぶどう	防風ネット、雨よけ、防鳥ネット、多目的ネット
	なし	防風ネット、防ひょうネット、防鳥ネット、多目的ネット、防霜ファン、防蛾灯
	もも	防風ネット、多目的ネット、防霜ファン、防蛾灯
	おうとう	雨よけ
	かき	防風ネット、防ひょうネット、防霜ファン

りんご(1類)の
共済掛金標準率

〈防災施設の種類ごと〉



I - 2 地域インデックス方式

(1) 基礎被害率

類区分ごと、補償割合ごと及び統計単位地域ごとに、統計単収から計算される直近20年間における各年の被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

(2) 共済掛金標準率

ア 1の(2)から(3)のイまでに準じて、果樹通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

イ 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。

なお、防災施設が定められている共済目的の種類については、防災施設による割引を行った率を共済掛金標準率とする。

○ 地域インデックス方式については、統計単収のデータがある区分ごとに共済掛金標準率を設定する。

類区分	うんしゅうみかん	うんしゅうみかん
	りんご	りんご
	ぶどう	ぶどう
	なし	・日本なし ・西洋なし
	もも	もも
	おうとう	おうとう
	びわ	びわ
	かき	かき
	くり	くり
	うめ	うめ
	すもも	すもも
	キウイフルーツ	キウイフルーツ
	パインアップル	パインアップル
補償割合	90%、80%、70%	
統計単位地域	都道府県ごと	

Ⅱ 樹体共済

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

(1) I の1の(2)から(3)のイまでに準じて、果樹通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

(2) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。

○ 樹体共済の共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

Ⅲ I の1及びⅡの特例

共済掛金標準率を定めた後、組合等の合併等により組合等の区域の変更があった場合には、次の一般改定までの間は、変更前における組合等の区域ごとに、当該区域につき定められていた共済掛金標準率を適用できることとする。

○ 組合が合併した場合、共済掛金標準率は、新たな組合の区域を単位として算定し直すのが原則であるが、次の料率の一般改定(3年ごと)までは、農業者に適用される共済掛金率が変更されないよう、旧組合ごとの既存の共済掛金標準率を適用できることとする。

(参考)

農業共済の共済掛金率の調整措置

平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、共済掛金率の調整措置を行っている。

積立金の水準	引下げ幅	果樹共済
判定水準の5倍以上	4/5カット	7
判定水準の3～5倍	2/3カット	6
判定水準の2～3倍	1/2カット	8
判定水準の1.5～2倍	1/3カット	3
判定水準の1.25～1.5倍	1/5カット	3
判定水準の1～1.25倍	調整を行わない	9
判定水準の0～1倍	安全率を付加	8
判定水準の0未満	安全率を付加	5
計		49

(注1) 判定水準は、共済団体の最大不足額(共済団体が責任を持って最大限支払わなければならない金額)の6年分に相当する金額である。

(注2) 掛金率引下げ後の積立金の水準が判定水準を割り込む場合は、引下げ幅を1段階下げる。

積立金の水準別の組合等数の推移

		今回(令和6年度)								
前回 (令和3年度)	積立金の水準	前回改定時の組合等数	0未満	0～1 (安全率付加)	1～1.25 (調整なし)	1.25～1.5 (1/5カット)	1.5～2 (1/3カット)	2～3 (1/2カット)	3～5 (2/3カット)	5以上 (4/5カット)
	5以上 (4/5カット)	2		1						1
	3～5 (2/3カット)	0								
	2～3 (1/2カット)	0								
	1.5～2 (1/3カット)	2								2
	1.25～1.5 (1/5カット)	2							1	1
	1～1.25 (調整なし)	6			2				2	2
	0～1 (安全率付加)	39		10	7	7	3	8	3	1
	0未満 (安全率付加)	5	5							
	計	56	5	11	9	7	3	8	6	7

(備考) 今回(令和6年度)の組合等数は、合併前の組合等でカウントしている。

(参考) 果樹共済の金額被害率の推移 (全国平均)

(1) 収穫共済

(単位：％、億円)

年産	うんしゅう みかん	なつ みかん	いよかん	指定 かんきつ	りんご	ぶどう	なし	もも	おうとう	びわ	かき	くり	うめ	すもも	キウイ フルーツ	パイナップル	主 な 被 害
13	3.9	9.5	11.8	6.1	0.7	3.7	8.9	2.4	1.8	3.1	4.1	3.4	5.7	1.4	5.2	2.7	
14	6.6	13.4	13.1	5.3	1.5	1.3	3.5	3.4	2.2	6.3	5.5	8.0	4.8	3.3	4.5	1.9	
15	12.2	10.4	5.8	10.6	3.2	2.8	3.5	4.9	5.3	4.0	4.8	8.3	16.7	9.3	2.4	1.3	6月からの低温・日照不足により生理落果・肥大不良等、台風により傷果等の被害が発生。
16	6.6	9.8	6.6	7.7	12.5	3.1	10.6	9.4	14.0	11.4	9.9	30.9	7.7	5.5	7.0	1.7	観測史上最多の台風上陸により落果・傷果等の被害が発生。
17	5.2	4.2	7.6	7.1	0.7	1.6	2.3	1.5	12.4	10.2	3.2	34.1	5.1	2.1	4.7	1.4	
18	6.7	10.6	6.1	9.1	1.4	1.7	5.3	5.5	3.0	9.1	6.9	3.4	13.1	13.4	4.2	0.0	
19	3.4	4.3	9.5	11.5	0.8	1.4	5.7	3.2	18.8	4.6	4.8	5.0	5.0	5.9	4.4	0.0	
20	3.0	6.9	6.0	7.3	2.1	2.1	1.1	1.7	12.9	2.1	3.9	1.9	6.2	1.2	2.4	0.0	
21	7.0	5.6	10.9	5.7	1.9	2.0	2.3	2.9	11.3	6.7	4.0	2.9	5.4	9.2	3.8	—	
22	3.2	6.4	7.0	5.8	0.7	2.9	5.9	2.4	4.0	10.1	16.6	3.4	15.6	11.9	7.5	—	
23	6.2	7.5	6.4	9.0	1.3	2.6	3.6	3.6	1.8	6.0	9.5	11.3	9.7	8.4	10.2	—	
24	3.2	5.4	7.2	4.9	0.6	1.1	2.1	3.8	10.0	35.4	4.3	8.5	15.9	6.3	5.3	—	4月の爆弾低気圧による暴風雨、降ひょう等により被害が発生。
25	2.2	6.2	6.3	5.8	2.5	2.0	11.5	4.0	6.3	9.0	4.9	8.1	3.7	7.2	2.6	—	栃木、長野等で4月の凍霜害、全国各地で豪雨・台風等により被害が発生。
26	5.3	4.3	7.3	4.4	1.3	2.5	1.7	2.7	1.3	13.5	5.6	4.8	5.5	3.9	4.2	—	
27	4.7	5.2	5.4	5.6	6.1	2.3	3.1	3.8	8.6	10.6	4.7	27.5	6.8	6.4	4.0	—	りんご：10月の台風21号・23号により落果・傷果等の被害が発生。
28	2.7	9.2	6.7	9.1	1.2	1.3	1.4	2.0	5.0	69.5	6.2	6.0	14.5	1.6	9.0	—	くり：8月の台風15号により落果の被害が発生。
29	4.3	5.4	6.1	5.2	1.8	3.1	1.2	1.6	0.4	1.4	4.8	3.1	11.6	5.3	5.9	—	びわ：1月の寒波により幼果の凍死が多発。
30	2.9	3.0	5.1	4.6	2.6	2.1	2.5	3.2	2.0	10.0	5.0	9.7	3.7	0.8	11.3	—	うめ：3月の降ひょう等により被害が発生。
令和元年	4.0	3.9	7.2	6.5	2.4	4.9	4.7	9.2	5.4	1.8	3.1	3.7	9.9	13.4	5.5	—	うめ：2月の寒害により結実不良が多発。
2	2.1	4.1	7.0	6.0	0.3	7.0	9.8	9.1	4.2	4.5	4.8	8.1	17.1	17.1	10.1	—	キウイフルーツ：台風による落果、傷果等の被害が発生。
3	3.7	0.6	0.6	1.1	4.0	5.3	8.7	7.5	31.9	4.9	7.8	9.3	2.5	7.7	3.4	—	もも、すもも：低温等の影響による着果不良が発生。
4	3.1	0.1	0.0	0.7	3.3	3.4	3.7	1.5	4.6	20.5	2.7	6.4	3.0	2.9	0.6	—	なし、もも、うめ、すもも：低温等の影響による着果不良が発生。
5	3.3	0.0	0.0	0.9	3.9	3.1	8.8	2.6	5.6	12.2	5.9	10.7	4.9	3.9	0.6	—	ぶどう：日照不足や高温少雨等の影響による肥大不良等が発生。
13～令和2年 産 平均 ①	4.8	6.8	7.5	6.9	2.3	2.6	4.5	4.0	6.5	11.5	5.8	9.6	9.2	6.7	5.7	—	りんご：4月の凍霜害により花芽が枯死、損傷が発生。
16～令和5年 産 平均 ②	4.1	5.1	5.9	5.9	2.6	2.8	4.8	4.1	8.2	12.7	5.9	9.9	8.3	6.7	5.3	—	なし、もも、おうとう：4月の凍霜害により花芽が枯死、損傷、結実不良が発生。
②／①	86.8	75.9	79.8	85.9	112.5	107.7	105.8	101.3	125.2	110.6	101.7	103.5	90.8	100.4	93.5	—	びわ：和歌山県で多雨、日照不足による着果数の減少、虫害による被害が発生。

(参考)R5年産 共済金額	85	0.3	5	15	119	51	45	20	7	1	9	2	39	2	6	—
------------------	----	-----	---	----	-----	----	----	----	---	---	---	---	----	---	---	---

(2) 樹体共済

(単位：％、億円)

年度	うんしゅう みかん	指定 かんきつ	りんご	ぶどう	なし	もも	おうとう	びわ	かき	キウイ フルーツ	主 な 被 害
13	0.0	—	5.2	1.5	0.5	1.8	3.0	—	0.1	—	雪害により損傷の被害が発生。
14	0.1	—	0.4	0.4	0.4	2.8	0.9	—	0.0	—	
15	0.1	—	1.0	1.0	0.4	1.8	1.2	—	0.0	—	
16	0.1	—	1.1	0.7	0.4	2.1	1.1	—	0.1	—	
17	0.4	—	2.7	0.7	0.5	4.4	1.6	—	0.3	—	
18	0.0	—	2.7	1.1	0.5	5.0	1.7	—	0.2	—	
19	0.0	—	0.6	0.2	0.6	2.9	1.2	—	0.0	—	
20	0.0	—	1.1	0.6	0.4	2.1	1.0	0.6	0.0	—	
21	0.0	—	0.6	0.3	0.4	2.2	1.0	1.1	0.0	—	
22	0.0	—	0.7	0.6	0.6	2.2	1.1	0.7	0.0	—	
23	0.0	—	2.8	1.4	0.8	4.5	1.8	1.1	0.6	—	
24	0.1	—	2.7	1.9	0.9	7.0	1.9	0.8	0.1	—	雪害により損傷、病害により枯死が多発。
25	0.0	—	0.5	0.5	0.6	5.1	1.3	—	0.0	—	
26	0.4	—	0.8	0.8	0.5	5.1	1.1	0.0	0.0	—	
27	0.1	—	0.8	0.7	0.6	2.5	1.5	0.0	0.0	—	
28	0.1	—	1.2	0.9	0.9	5.5	1.2	0.0	0.0	12.5	キウイフルーツ：かいよう病が発生。 なし、もも：病害により枯死が多発。
29	0.1	—	2.8	1.0	1.4	5.7	1.5	—	0.0	19.9	キウイフルーツ：かいよう病が発生。 りんご、もも：雪害により被害が発生。なし：雪害・病害により被害が発生。
30	0.1	—	1.1	1.1	0.9	2.5	0.9	—	0.1	19.4	キウイフルーツ：かいよう病が発生。
令和元年	0.8	—	0.9	0.9	0.9	3.0	1.4	—	0.0	10.7	うんしゅうみかん：西日本豪雨により被害が発生。
2	1.5	0.0	0.6	0.8	0.9	2.6	1.2	—	0.0	5.5	うんしゅうみかん：台風15号により被害が発生。
3	1.2	0.0	4.7	1.5	1.2	7.0	1.8	—	0.0	5.0	りんご：雪害により損傷が発生。 もも：雪害により損傷、病害により枯死が多発。
4	0.4	0.0	1.2	1.0	0.8	3.5	1.1	—	0.0	4.9	
5	0.5	0.0	1.2	0.8	0.9	2.1	1.3	—	0.0	3.9	
13～令和2年産 平均 ①	0.2	0.0	1.5	0.9	0.7	3.5	1.4	—	0.1	13.6	
16～令和5年産 平均 ②	0.3	0.0	1.5	0.9	0.7	3.9	1.3	—	0.1	10.2	
②／①	148.7	100.0	101.6	102.2	111.9	108.7	96.9	—	93.4	75.2	
(参考)R5年度 共済金額	4	0.2	6	5	18	2	15	—	0.4	15	

(参考)果樹共済の共済掛金標準率の算定結果(全国平均)

(単位:%)

主要な 共済目的の種類	現行 (令和3年度改定)	改定(案)	現行比
うんしゅうみかん	4.432	4.210	95.0
りんご	3.517	4.214	119.8
ぶどう	2.906	2.856	98.3